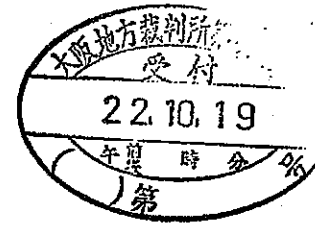


平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市



主張書面(2)

平成22年10月19日

大阪地方裁判所 第10民事部 御中

申立人代理人

弁護士 宮崎 誠

弁護士 野上 昌樹

弁護士 古川 昌平

1 人件費についての平成16年再生計画と実績の比較

申立人が平成16年1月に策定した「まちづくり会社」として既成市街地の活性化へ寄与することを柱とする中・長期的な計画における各期末人員数及び人件費の計画値と実績値の推移は下表のとおりである。

(単位：人又は千円)

	期	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	
		期	期	期	期	期	期	期	
人員数 (期末)	計画	12	10	9	9	9	9	9	
	実績	計	9	10	9	17	17	16	14
		常勤役員	2	1	1	1	1	1	1
		従業員	7	9	8	16	16	15	13
人件費	計画	52,000	56,000	50,000	46,000	47,000	47,000	47,000	
	実績	計	55,068	52,809	56,872	58,363	66,591	66,130	66,219
		常勤役員	11,815	10,027	10,650	9,230	11,820	12,000	12,000
		従業員	43,253	42,782	46,222	49,133	54,771	54,130	54,219

計画値と実績値の乖離の原因は以下のとおりである。

平成18年3月期には従業員給与額が増加しているが、これらは、箕面市中心市街地活性化基本計画（平成16年12月制定）に基づくものである。

また、平成19年3月期中、平成18年6月に新規受託した文化・交流センターの指定管理者業務の対応に必要な8名を新規雇用し、平成20年3月期に当該8名に対し12か月分の給与を支給したため、各期ともに計画に比し従業員給与額が増加した。

平成20年3月期には、前年比2000万円増の営業利益計上を見込めたことから、役員報酬を増額したものである。

2 申立人の経営努力について

主張書面(1)4頁以下で述べたとおり、申立人は既に経営改善のため全力を挙げて経費削減に取り組んできているため、今後大幅な経費削減の実施は容易ではない状況であるが、相手方のご理解を得て調停が成立した後は、駅前駐車場等の従前相手方より受託していた指定管理事業等、受託事業を拡大させる努力を図っていく所存である。

以上